

平成22年11月30日

## 平成21年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第6条、第18条、第24条の規定に基づき、財政健全化計画等の実施状況報告について、その概要（団体別）を公表します。
- 同法第27条の規定に基づき、財政健全化計画等の完了報告について、その概要（団体別）を公表します。

### I. 財政健全化計画等の実施状況報告の概要（団体別）

#### ①財政健全化計画の実施状況報告の概要について：資料1

財政健全化計画の実施状況の報告を行った団体は、13団体

#### ②財政再生計画の実施状況報告の概要について：資料2

財政再生計画の実施状況の報告を行った団体は、1団体

#### ③経営健全化計画の実施状況報告の概要について：資料3

経営健全化計画の実施状況の報告を行った公営企業会計は、46会計

### II. 財政健全化計画等の完了報告の概要（団体別）

#### ①財政健全化計画の完了報告の概要について：資料4

財政健全化計画の完了報告を行った団体は、8団体

#### ②経営健全化計画の完了報告の概要について：資料5

経営健全化計画の完了報告を行った公営企業会計は、7会計

※平成21年度末で財政再生計画による財政の再生が完了した団体はありませんでした。

### (参考) 本公表について

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 6 条、第 18 条、第 24 条の規定により、財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画を定めた地方公共団体の長は、前年度におけるそれぞれの計画の実施状況について、総務大臣等に報告し、総務大臣はその概要を公表することとされています。
  - 同法第 27 条の規定により財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画による財政の健全化等が完了した団体は、その旨を総務大臣等に報告し、総務大臣はこの概要を公表することとされています。
- ※ 財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告を行った団体及び会計の一覧表については資料 6 のとおりです。
- ※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要については、平成 22 年 11 月 30 日に公表した「平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」中、P 4 以降を御参照ください。

#### (連絡先)

(財政健全化団体及び財政再生団体について)

自治財政局財務調査課 後藤課長補佐、北畑係長

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5647

(経営健全化団体について)

自治財政局地域企業経営企画室 井上課長補佐、岡田主査

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5643

E-mail：[kenzenkahou@soumu.go.jp](mailto:kenzenkahou@soumu.go.jp) (各担当共通)